

法曹コースの制度設計について（検討資料）

- 「法曹コース」の意義については、「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」において、以下のとおり整理されたところ。

法学部が、自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うもの。

- 以下、上記の基本的な認識のもと、法曹コースの具体的な制度設計に向けて、要件や効果など個別の論点について検討する。

凡 例

「基本的な方向性」の抜粋……

【論点○】「基本的な方向性」に対応する個別論点

- 論点に対する事務局からの問いかけ、考え方の案(たたき台)

1. 法曹コースの要件について

(1) 基本的な考え方

- 教育課程の編成に当たっては、専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。(大学設置基準第 19 条)
- 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。(大学設置基準第 20 条)
- 一以上の法科大学院とその内容について協議し、その結果に基づき、当該法科大学院の教育との有機的連携が確保された一貫性ある教育課程を編成する。
- 授業科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目を開設し、他の法学分野の科目と併せて、法科大学院教育との接続を考慮して、学生に体系的かつ偏りなく履修させること。
- 希望する学生が3年間で無理なく必要な単位を修得できるよう、適切な学習指導の実施等の十分な教育上の配慮を行うこと。
- 審査、試験その他の適切な方法により、学修の成果に係る評価を行うこと。

(参考：法学部として期待される事項)

- 法学部においては、社会において法律が実際にどのように適用され、法曹がどのような活動をしているかを学生が学ぶことができるように、法律実務家等による講義や講演の機会を設けるなど一層の工夫が期待される。

(2) 教育課程

各大学が、大学全体の理解と支援を得て、法学部に「法曹コース（仮称）」を設置することを奨励する。これにより、法学部が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対しては学部段階からより効果的な教育を行うこととする。

【論点1】「体系的・一貫的な教育課程」

- 法学部法曹コースでは、法律基本科目に相当する科目について、連携先の法科大学院における教育課程との連続性及び全体としての体系的バランスを確保し、より一層効果的な学修成果が得られる教育課程を編成することが求められる。
- 実務基礎科目、展開・先端科目など理論と実務を架橋する教育については、引き続き法科大学院で行うことで良いか。
- 法学部法曹コースでは、法科大学院における双方向の少人数授業への導入として、ゼミや演習科目の学修を期待することで良いか。
- 基礎法学・隣接科目について法学部法曹コースで重点的に学ぶという考えをどこまで認めることが適当か。

法学部の法曹コースにおいて、法科大学院の法律基本科目に相当する科目等について、法科大学院の既修者コースの進学に必要な学識を培うことができる充実した教育を行い、学年毎に厳格に成績を評価。

【論点2】「法科大学院の法律基本科目に相当する科目等について…充実した教育」

- 法律基本科目に相当する科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法については、法曹コースにおいて開設し、一定単位以上の履修を求めることとすることで良いか。

【論点3】「学年ごとに厳格に成績を評価」

- 法曹コース修了者の成績評価が厳格に行われることを確保されるためには、どのような方法を取ることが考えられるか。
- 成績評価の基になる試験についてどのようなことを求めるべきか。例えば、法律基本科目に相当する科目について、論文式試験とすることを求めることだけで良いか。

法科大学院との一貫した教育課程の内容や、そこでの学修によって法科大学院で既修得単位として認定される科目等については、法学部と法科大学院それぞれにおいて公表する。

【論点4】「そこ（法曹コース）での学修によって法科大学院で既取得単位と認定される科目」

- 基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目を主に想定しつつも、各法学部・法科大学院の判断とすることで良いか。
- 当該科目の単位は、法学部又は法科大学院の一方にのみ算入できる。

現在の法曹コースの開始年次や学修内容は大学によって様々である一方、学部時代に法曹コースに所属していた学生も、法科大学院においては他の学生と同様の教育課程を履修している。これらの大学の取組が、教育・学修の質を確保しつつ推進されるよう、法科大学院に進学する者が法学部で修得しておくべき学識・能力について整理することが必要である。

【論点 5】「法科大学院に進学する者が法学部で修得しておくべき学識・能力について整理」

- 「法科大学院進学希望者に対する法科大学院と法学部の連携に関する調査研究」を参考とすることで良いか。

法曹コースへの学生の振り分けの時期は、将来法曹となる学生にも学部段階で教養科目等の幅広い学修を積ませる必要があることを考慮すると、2年次進級時点以降が適当と考えられるが、各大学の実情に応じ、学生が法曹を目指す途が狭められないように留意しつつ、柔軟に設定すべきである。

【論点 6】「法曹コースへの学生の振り分け」

- 振り分け時期や方法については各大学において柔軟な運用ができるような制度とする方向で事務局において検討する。
- 振り分け後に学生がコースから離れることを可能とする。

法曹コースに属する学生も、同コースへの振り分け前の時期を含め学部段階で、外国語科目や人文・社会科学系科目、自然科学系科目など、法律科目以外の一般教養科目についても幅広く履修した上で、法科大学院に進学することになるよう、適切に教育課程を編成すべきである。

【論点 7】「法律科目以外の一般教養科目についても幅広く履修」

- 一般教養科目の単位数については、法曹コースの学生とそれ以外の学生で原則変わらないということで良いか。

(3) 制度の枠組み

法曹コースの教育課程に関して、法科大学院と一貫したものとして認定する仕組みや質保証を図る方策については、下記の教育課程の具体的な要件と併せて引き続き検討する。

【論点 8】「法曹コースの教育課程に関して、法科大学院と一貫したものとして認定する仕組み」

- 質保証の観点から、少なくとも、法曹コースの要件設定又は法科大学院における法曹コース出身者の特別選抜のいずれかを厳格に行うことが必要ではないか。
- 法令上の学部の組織の最小単位は「学科」であり、その下に設定される「コース」や「プログラム」は設置認可の対象ではないが、何らかの枠組みの下で要件を設定し、公的に認定する方向で事務局において検討する。

法学部において法曹コースを設置する際には、一貫した教育課程の編成等について自校又は他校の法科大学院と連携、協議することを必要とする。

【論点 9】「一貫した教育課程の編成等について自校又は他校の法科大学院と連携、協議」

- 協議結果に基づき、協議先である法科大学院の教育との有機的連携が十分に確保された一貫性ある教育課程の編成が求められる。
- 教育課程以外に、具体的な協議事項として何を定めておく必要があるか。
- 法科大学院との協議によって一貫した教育課程の編成が可能であれば、法曹コースが連携する法科大学院は複数でも良いか。

学部段階における幅広い学修を担保するため、優秀な学生が学部3年次終了時点で法科大学院に進学するに当たっては、主として早期卒業を活用するものとするが、それを促進するため、現行の学校教育法上例外的な措置とされている早期卒業制度の在り方について検討する。

【論点 10】「現行の学校教育法上例外的な措置とされている早期卒業制度の在り方について検討」

- 学校教育制度との整合性等を踏まえ、事務局において検討する。

2. 法曹コース設置の効果について

(1) 教育課程

教育課程編成の柔軟性を確保するため、法科大学院進学時に優れた法律学の学識・能力を有すると認められる者を対象として、各法科大学院が既修得とみなすことのできる単位数と、進学前の既修得単位を当該法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数について、その上限（現行各30単位）を一定程度（例えば10単位程度）緩和する。また、これらを合算した場合の上限（現行30単位）を同様に緩和する。さらに、全体の制度設計を踏まえて、これらの上限を更に緩和すべきか否かを検討する。

【論点 11】「単位数の上限を一定程度緩和」

- 基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目が対象となることを想定しつつも、各法学部・法科大学院の判断とすることで良いか。また、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（行政法、訴訟法等）についても、既修者認定の対象としても良いか。
- 修得したものとみなすことができる単位数の上限の緩和を効果的に活用することが期待されるが、プロセスによる法曹養成の理念が損なわれないよう、法科大学院における教育内容の充実を併せて図ることが必要ではないか。

法科大学院で開講される科目、例えば基礎法学や隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目について、優秀な学部生が受講しやすくなるよう、科目等履修や共同開講の制度の利用を推進すべきである。その前提として、これらの制度が教育課程の整合性や教育の質を確保しつつ推進されるよう、留意事項について整理する必要がある。

【論点 12】「例えば基礎法学や隣接科目、法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」

- 法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（行政法、訴訟法等）についても、対象としても良いか。

【論点 13】「科目等履修や共同開講の制度の利用を推進…留意事項について整理」

- 別紙の他、法学部・法科大学院のそれぞれの視点から、留意事項として検討すべきことは何が考えられるか。

（2）法科大学院との接続

法曹コースから法科大学院への接続を確保するため、各法科大学院の入学者選抜において、法学部法曹コース修了予定の3年生及び4年生を対象とする既修者コース選抜枠（例えば、各法科大学院の定員の5割程度を上限とし、かつ実入学者数の5割程度を超えない範囲の人数）を設けることを認めることとする。

この選抜枠の入学者選抜についても、具体的な出願資格、選抜方法（例えば、書類審査や面接等を重視する推薦入試の方法によることなども考えられる）や合格判定の基準等は各法科大学院等において定めるものとするが、入学者選抜の客観性・公平性や入学者の質の確保の観点から必要とされる要件については、引き続き検討する。

【論点 14】「書類審査や面接等を重視する推薦入試の方法」

- 原則学生自らが応募する方式とする。
- 推薦入試方式の対象は、適確に入学者選抜を実施する観点から、連携する法学部法曹コースの学生のみとするのが良いか、それとも、公平性等の観点から、すべての法曹コースの学生とするのが良いか。いずれにせよ、制度当初は少数に限る方向で考えることで良いか。また、指定校枠を認めることは適当か。
- 法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜枠において、連携する法学部法曹コースの学生に限って、学部の成績により法律科目試験の全部又は一部の免除を認めることは考えられるか。さらに、連携先であっても、他大学出身者（の一部）にのみ、学部の成績に関わらず法律科目試験を課すことは許容されるか。それとも、これらは認めるべきではないと考えるか。
- 法科大学院が連携する法学部法曹コースを増やすため、どのような方策が考えられるか。

【論点 15】「具体的な出願資格」

- 当該選抜枠の対象とは、連携の有無に関わらず、すべての法曹コースの学生ということで良いか。

実際に各法科大学院における上記選抜枠による入学者選抜で、例えば自大学法学部と他大学法学部の法曹コースの学生を公平に取り扱っているかなど、客観性・公平性が確保され、かつ入学者の質が担保されているかどうかは、認証評価により確認することとする。入学者選抜において筆記試験を課さない場合において、特に他大学の法曹コース学生の学力を適切に評価するため、共通到達度確認試験の活用も期待される。

なお、共通到達度試験については…既修者コースや法学部の学生も受験できるような開放性のあるものとするのが期待される。

【論点 16】「共通到達度確認試験の活用」

- 共通到達度確認試験は、他にどのように活用されることが考えられるか。

3. 地方との連携について

地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑みると、地方在住の学生も法科大学院での学修を経て法曹となることができるよう、法科大学院を設置していない大学や募集停止を行った法科大学院を有する大学の法学部等が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置し、これに応じて法科大学院の側においても、上記の法曹コース学生向け入学者選抜枠の設定に当たって、当各法科大学院の方針に基づき、いわゆる地方枠を設けることも期待される。これらの方策が実施され、実効を挙げているか、今後の整備状況を注視・確認し、必要に応じて見直すこととする。

【論点 17】「他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置」

- 地方大学の法学部が法科大学院と連携して法曹コースを設置できるよう、配慮等すべき事項にはどのようなものがあるか。

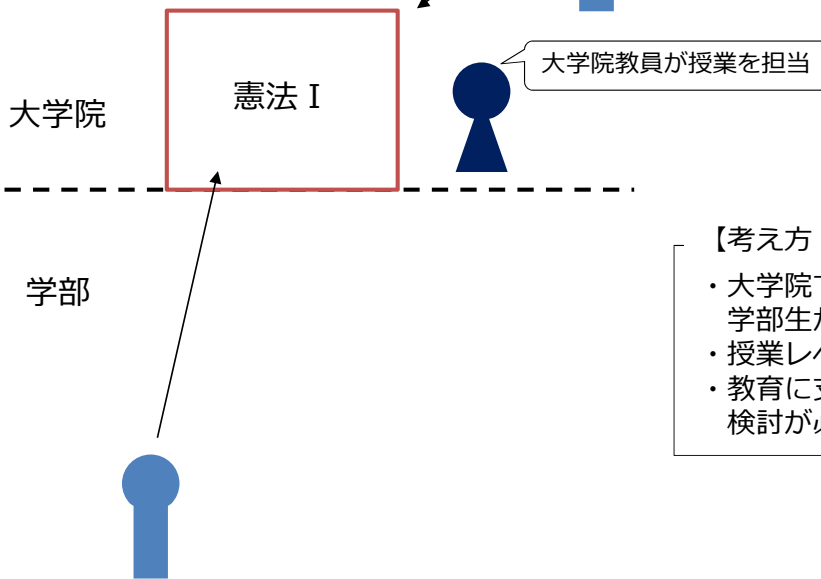
【論点 18】「いわゆる地方枠」

- 地方枠の対象は、地方の大学の法律系学部出身者であるが、地方の定義についてどのように考えるか。

法科大学院と法学部との連携による授業開講のイメージ(たたき台案)

【案1】科目等履修生の仕組みの活用

(イメージ例)



・大学院生は大学院において開講される授業を履修する

【考え方・論点】

- ・大学院での科目等履修が可能と当該大学院に認められた学部生が大学院の授業を科目等履修する
- ・授業レベル・成績評価は当然大学院レベルとなる
- ・教育に支障のないよう授業を同時に行う学生数等の留意事項の検討が必要

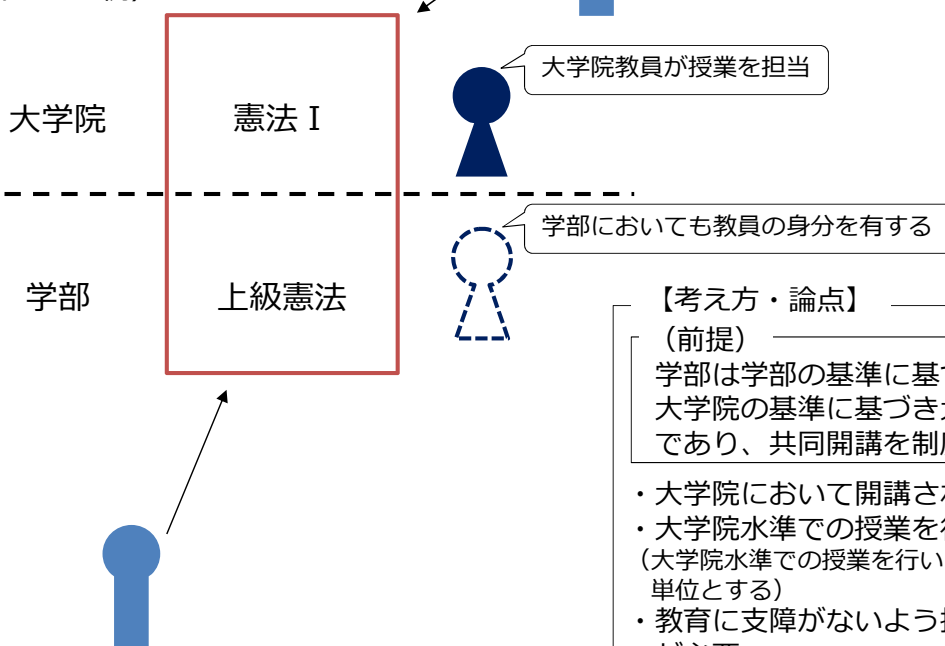
- ・学部生は大学院において開講される授業を「科目等履修生」として履修する。
⇒当該大学院の単位として授与されるため、当該学部の卒業要件としての単位数に算入することは不可。
⇒当該大学院に進学した場合には既修得単位として認定可能。

1

法科大学院と法学部との連携による授業開講のイメージ(たたき台案)

【案2】共同開講による工夫の検討

(イメージ例)



・大学院生は大学院において開講される授業を履修する

【考え方・論点】

(前提)

学部は学部の基準に基づき学部生に対する授業を開講し、大学院は大学院の基準に基づき大学院生に対する授業を開講することが原則であり、共同開講を制度上どのように位置づけるか整理が必要。

- ・大学院において開講される科目を学部との共同開講とする
- ・大学院水準での授業を行い、大学院基準で成績評価を行う
(大学院水準での授業を行い、学部基準で成績評価を行う場合には学部としての単位とする)
- ・教育に支障がないよう授業を同時に行う学生数等の留意事項の検討が必要

- ・学部生は学部において、大学院と共同で開講される授業を履修する。
⇒当該学部の卒業要件としての単位数に算入することができる。
⇒当該学部の卒業要件を超えて履修しており、当該大学院に進学した場合は大学院の既修得単位として認定することも可能。
(授業・成績評価ともに大学院水準で行っている場合に限る。)

2

法科大学院と法学部との連携による授業開講のイメージ(たたき台案)

【(参考) 比較表】

	1. 科目等履修	2. 共同開講
授業を受ける学部生の身分	大学院の科目等履修生	学部学生
付与される単位の性格	大学院の単位	学部の単位
学部の卒業要件単位への算入	不可	可能
大学院の既修得単位として認定	初めから大学院単位として修得	学部の卒業要件単位に算入していない場合は可能 ※授業・成績評価ともに大学院水準で行っている場合
授業の水準	大学院の水準	大学院の水準
成績評価の水準	大学院の水準	①学部学生に対しても大学院の水準 ②学部学生に対しては学部の水準 ※②(学部水準での成績評価)の場合、大学院の単位として認定することは不可